

# 交通安全事業統合補助制度とは

## 1 制度の概要

市街地等において、交通安全への対策の観点から地区単位で面的及び集中的に行われる事業について、国が地方公共団体に対して地区一括で補助する制度です。

## 2 対象地区

対象となる地区は、車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への不適應など、地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消の必要性が認められる地区です。

## 3 対象事業

対象となる事業は、市街地等における一定地区内において、交通安全の観点から面的及び集中的に行われる特定交通安全施設等整備事業、付随して実施される電線共同溝整備事業、道路交通環境改善促進事業及び道路の改築事業です。これらの複数の対象事業を、1つの路線や交差点に対して集中的に実施する場合においても、当制度が活用できます。

### 交通安全事業統合補助

#### 特定交通安全施設等整備事業

##### 道路の改築に関する事業

- 歩道
- 歩行者専用道路
- 自転車歩行者道
- 自転車道
- 自転車歩行者専用道路
- コミュニティ道路
- コミュニティゾーン形成事業
- 歩車共存道路
- 立体横断施設 [横断歩道橋、地下横断歩道]
- 中央帯
- 交差点改良
- 視距の改良
- 路肩改良
- 車両停車帯
- 登坂車線
- 付加車線

##### 道路附属物及び区画線の設置に関する事業

- 道路照明
- 道路標識
- 自転車駐車場
- 道路情報提供装置
- 自動車駐車場
- 防護柵
- 区画線
- 視線誘導標
- 道路反射鏡
- 地点標 [キロポスト]

○印は補助対象工種、  
●印は沖縄のみ補助対象工種

#### 電線共同溝整備事業

#### 道路交通環境改善促進事業

セットバックによる歩行空間、自由通路、自転車駐車場 等

#### 道路の改築

道路の新設・拡幅、線形改良 等

## 4 採択基準

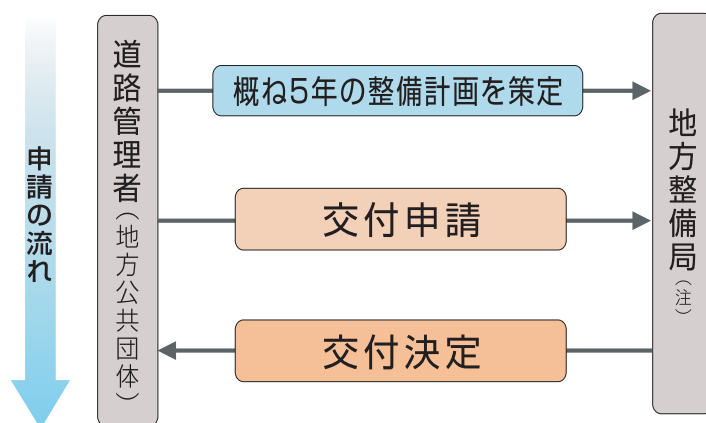
対象となるそれぞれの事業の採択基準は、従来の事業の採択基準に依ります。

## 5 補助率

対象となるそれぞれの事業の補助率は、従来の事業の補助率に従います。

## 6 事業実施の手続き

道路管理者は、あらかじめ整備地区ごとに概ね5年の整備計画を定める必要があります。補助金の交付申請等の実施手続きについては、通常の道路事業と同じです。

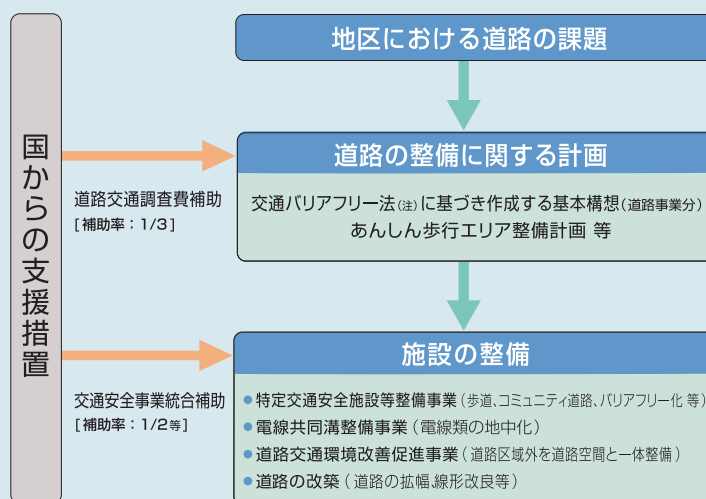


注：北海道においては北海道開発局、沖縄においては沖縄総合事務局

### 参考 交通安全事業統合補助を活用するために

#### 計画策定に対する支援

事業実施のために必要となる計画の策定に際して、必要となる経費は、必要に応じて道路交通調査費により補助を受けることができます。



注：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律